

環境審査顧問会火力部会（オンライン会議）

議事録

1. 日 時：令和2年12月3日（木）14：00～16：25

2. 出席者

【顧問】

市川部会長、今泉顧問、岩田顧問、川路顧問、河村顧問、河野顧問、小島顧問、
近藤顧問、島顧問、鈴木伸一顧問、鈴木雅和顧問、鈴木靖顧問、古谷顧問、
水鳥顧問、山本顧問

【経済産業省】

沼田環境審査担当補佐、江藤環境審査担当補佐、高取環境審査専門職 他

3. 議 題

(1) 環境影響評価方法書の審査について

株式会社千葉袖ヶ浦パワー（仮称）千葉袖ヶ浦天然ガス発電所建設計画

・方法書、補足説明資料、意見の概要と事業者の見解、千葉県知事意見、審査書
（案）の説明

4. 議事概要

(1) 開会の辞

(2) 配付資料の確認

(3) 環境影響評価方法書の審査について

株式会社千葉袖ヶ浦パワー「（仮称）千葉袖ヶ浦天然ガス発電所建設計画」に
ついて、方法書、補足説明資料、意見の概要と事業者の見解、千葉県知事意見、
審査書（案）の説明を行った後、質疑応答を行った。

(4) 閉会の辞

5. 質疑応答

(1) 株式会社千葉袖ヶ浦パワー「（仮称）千葉袖ヶ浦天然ガス発電所建設計画」

<方法書、補足説明資料、意見の概要と事業者の見解、千葉県知事意見の説明>

○顧問 ありがとうございます。騒音関係の先生は退席されたと思います。

それでは、最初に資料2—3の補足説明資料と、それから顧問限りの資料も含めて補足説明資料について1つずつ確認していきたいと思います。

資料2—3、まず1番目の新たに調査・予測する内容については、私がお尋ねしたのですけれども、御説明の内容で了解いたしました。

続いて、2番目と3番目です。運転開始に至っていない火力発電所とNO_xの予測について、これは大気関係の先生ですけれども、いかがですか。

○顧問 2番目の運転開始に至っていない火力発電所等については図に示していただいて、どうもありがとうございます。北東方向から南西方向に千葉袖ヶ浦も含めて4つ並んでいますけれども、大分距離が離れているので大気の間ではそんなに重複を心配する必要はないと思いますので、これはこれで結構です。

3番目の窒素酸化物総量規制マニュアルに関して千葉県ともちゃんとコミュニケーションを取ってやられて、また、その結果については準備書で示していただくということですので、これはこれで結構です。

○顧問 では、4番、5番が騒音・振動関係で騒音関係の先生がかなり御質問されていますけれども、ほかの騒音関係の先生、いかがでしょうか。

○顧問 資料をありがとうございます。私の方は敷地境界というものの考え方がちょっと不明だったので、確認させていただいたということですので、事業が開始される、つまり供用時においては、南側の資材等置場は発電所の敷地に含まれないということのようですので、測定ポイントが1と2に新しく加わったということで理解いたしました。

○顧問 5番も特に問題ないですね。

○顧問 はい、問題ないと思います。これ以上のことはないと思います。

○顧問 では、6番から8番、生物関係の先生ですけれども、よろしくお願いします。

○顧問 6番、了解です。7番、了解。8番も了解です。

○顧問 ありがとうございます。

それでは、顧問限りの補足説明資料ですけれども、1番、2番が大気関係の先生。

○顧問 1番目が高層建物ですけれども、煙突高さを超える建物はないということですので、これで結構です。2番目は騒音関係の先生ですね。

○顧問 失礼しました。騒音関係の先生、これを見てよろしいですね。騒音関係ですよね。

- 顧問 これでもいいと思います。
- 顧問 では、3番は生物関係の先生ですね。
- 顧問 取りあえずよいかと思います。
- 顧問 では、補足説明資料に関して御意見のある方はお願いします。
- 顧問 資料2—3の6番の生物関係の先生のところなのですからけれども、植生のところをお願いします。17ページですか。ここでよく言いがちな言葉なのですからけれども、「典型的」という言葉が使われています。階層構造や種組成が典型的なところを設定したというようにあるのですけれども、植生のそれぞれの植群で典型的というのはほとんどなくて、何ををもって典型とするのかというところは難しいので、余り「典型的」という言葉を使われない方がよろしいかと思います。
- 顧問 事業者の方、何か御回答があればお願いします。
- 事業者 いただいた御意見を踏まえまして、今後資料記載の際には適切な言葉を考えていきたいと思います。
- 顧問 実際に現地調査をするときには、断片的なものでも調査しなければいけないことがありますので、よろしくお願いします。
- 事業者 はい、承知いたしました。
- 顧問 ほかに。ほかの生物関係の先生、どうぞ。
- 顧問 同じく、今の資料の25ページの猛禽類の可視範囲の図なのですからけれども、これを見ますとSt.3の視野というのは全部St.2とSt.4とSt.6に含まれているのですが、St.3を置いた特別な意味はあるのでしょうか。
- 顧問 事業者の方、お願いします。
- 事業者 こちらSt.3が対象事業実施区域の中にあります。お隣の出光バルクターミナルの事務所の屋上から見ているポイントなのですからけれども、そこが一番事業用地に近くて非常に広く見渡せる地点になっておりますので、こちらSt.3は他の可視範囲には入っておりますけれども、1つ設定させていただいたという形になっております。
- 顧問 要するにSt.3からは見えるけれども、St.4からは見えない場所がある。ただし、St.2からもSt.6からも見えないというわけではなくて、単によく見えるからというだけですか。
- 事業者 St.4からですと敷地外になりますので、例えば地表面にどんな鳥がいるとか、そういうことが分かりにくいというのもありまして、St.3からだ事業用地を広く、

一番明確に地面も含めて見渡せるという地点になりますので、こちらを選ばせていただきました。

○顧問 理由はよく分かりました。恐らくもう調査は全部終わってしまっているということですね。違いますか。

○事業者 現段階ではそうなっております。

○顧問 現実的にSt.3でしか見えなかったことがあったということですか。

○事業者 はい、そのとおりでございます。

○顧問 了解しました。

○顧問 ほかの先生方で補足説明資料について御意見、御質問がある方、お願いいたします。よろしいですか。

それでは、方法書、それから意見の概要と事業者の見解、千葉県知事意見、今の補足説明資料も全て含めて御意見、御質問があればお願いいたします。水環境関係の先生、どうぞお願いします。

○顧問 水環境については温排水量もかなり減少しますし、もう調査も全部やっておられるので、アセスの方法についての指摘事項は特にありません。ただ、せっかくの機会ですので一、二、確認をさせていただければと思います。

1つは、15ページに復水器の冷却水に関する事項として表が載っています。このうち水中放水方式の緒元については、これから検討されるようですが、もう既に大体決まっているようであれば、例えば流水流速、放水口の位置あるいは水中放水の形式などの諸元を教えてください。

○事業者 具体的なものにつきましてはちょっと今検討中ということになっておりますので、今後準備書でお示しできればと思っております。

○顧問 分かりました。関連して聞きたかったのですが、方法書の378ページの図7.2-1で対象事業実施区域の位置ということで前方法書との比較の図があります。この図の一番上の方、北側の水中放水口辺りの区域が少し狭くなっているのですが、これは温排水量が変わって予定していた水中放水口の位置が変わったとか、何かそういう理由で対象事業実施区域が狭くなっているのでしょうか。

○事業者 位置が変わっていることにつきましては、まず前方法書、つまり石炭の計画のときに少し検討が進んでおり、そのときの工事の範囲の検討を活用しています。工事で必要な船であるとか警戒船であるとか、そういった船の範囲等も勘案して少し狭める

ことができるだろうという当時の検討がありました。それを今回、我々は引き継いでこちらの方法書を作らせていただいておりますので、それに基づいて少し狭くなっている形になっております。

○顧問 よく分かりました。では、最後にもう1つだけ教えてください。温排水の予測についてですが、住民意見にもかなり重畳のことについての意見が出ていました。現時点で温排水の予測において重畳として考慮する発電所としては、どこの発電所を念頭に置いておられるか教えていただけますか。

○事業者 まず、JERAの袖ヶ浦火力の放水口がすぐ隣にあるのですけれども、そこは確実に重畳の影響を検討しなければいけない範囲かということは今思っております。

○顧問 そのほかについては、今のところ考慮することは考えていないということですか。

○事業者 それも含めて、今後検討させていただきます。

○顧問 先ほどの確か補足説明資料の2番に、アセスは終わっている計画中の発電所で姉崎火力が比較的近いところにあります。これはまだ計画中ということなので考慮するかどうかはちょっと微妙なところなのですが、その辺も少し念頭に置いて御検討いただければと思います。

○事業者 はい、承知いたしました。ありがとうございます。

○顧問 では、次、ほかの先生方はいかがでしょうか。どうぞ。

○顧問 方法書と県知事意見に関して幾つかあります。

まず方法書の方から、265ページにあります気象、大気質の観測期間、平成28年から29年の観測データを用いるとありますけれども、今から4年前となりますので最近の気象状況と違いがないかどうか。異常年検定で平成28年、29年について調べてほしいと思いますが、この辺は大丈夫でしょうか。

○事業者 異常年検定について実施させていただく予定です。

○顧問 よろしくお願ひします。それから大気質のバックグラウンドデータの調査期間、普通5年ぐらいを使うのですが、具体的には何年から何年までを使う予定でしょうか。

○事業者 準備書を作成するタイミング、出すタイミングによって、自治体で環境白書等が出てくるタイミングがありますので、その時点での最新のデータから5年間ということは今考えております。何年から何年までというのは、今後の予定次第というところでございます。

○顧問 分かりました。今後検討していただくとして、その5年間に観測期間、平成28年、29年を含む5年間としていただくようお願いします。

○事業者 はい、承知いたしました。

○顧問 それから県知事意見について2点ほどあります。まず、事業計画の(4)のところです。意見書の冒頭に東京湾の海水温の上昇に伴って、今後発電所からの温排水による影響が懸念されると指摘されておりまして、海水冷却以外の冷却方式の検討を求められています。その辺、具体的に何か検討されているのであれば少しお聞かせ願いたいのですが、いかがでしょう。

また、県知事意見の次の事業計画の(5)、ここにLNGを気化した際の冷排水利用を検討とありますが、これは技術的には使える技術となっているのでしょうか。知らないからちょっとお聞かせ願いたいのです。

○事業者 まず、1点目にいただきました海水冷却から他の冷却方式の検討もしてくださいという千葉県知事からの御意見ですけれども、こちらにつきましては周辺の環境がありますとか、あとランニングコストとイニシャルコストを事業者として事業性を考えた結果、今回は海水冷却方式を採用させていただき計画になっておりまして、また、こういった御意見をいただいている段階であります。採用理由についても一度精査して、準備書の事業者見解の方で書かせていただければと思っております。

2つ目、御質問いただきましたLNG気化器を使う際の冷熱の利用でございますけれども、こちらは東京ガスの袖ヶ浦LNG基地で海水を取水してLNGを気化して、冷たくなった海水を海に排水している状況でございます。東京ガスから聞いた話になりますけれども、隣のJERAの袖ヶ浦火力と既に冷えた海水を使った熱の融通というようなことをやられていると聞いていますので、既に使われているものですので、我々がまたそれを新たに使えるかというのはちょっと今不明ではございますが、そういった状況を踏まえて千葉県知事はこういった御意見を出されているものと認識しております。

○顧問 ありがとうございます。その辺、分かりましたら準備書の回答のところで記述していただければと思います。

○事業者 はい、承知いたしました。

○顧問 では、引き続き御意見をお願いいたします。どうぞ。

○顧問 方法書をお願いしたいのですけれども、まず101ページのところで植生図の概要の説明があるのですけれども、そのところが「図のとおりである」で終わってしま

っていて、あと4行ぐらいしかなくて、これでは余りにもちょっと不親切かなと思われました。植生図というのはすごく特殊なものですから、図のとおりですと言われても読み手の方はほとんど分かりませんので、やはり具体的に土地利用面、それから土地利用をしているところにどういう植物群落が配分されているのかとか、そういった具体的な説明をしてほしいと思います。これがちょっと分からないということです。

もう1つ、3行目から「潜在自然植生は」という文章があるのですが、それが「ヤブツバキクラス域に属する」という書き方がしてあるのですが、ヤブツバキクラス域というのは植生帯のことですので、現存植生の方で「この地域はヤブツバキクラス域に属し」というような書きの方がよろしいかと思います。潜在自然植生の説明をするのであれば、「スダジイ林などのヤブツバキクラスの常緑広葉樹林」というような表現の方がよろしいかと思います。

○顧問 事業者の方、今の2点いかがですか。

○事業者 1点目にいただきました点につきましては、植生図ですのでどこまでどう詳しく書けるかというところは、今後準備書を書く際に検討させていただければと思います。2つ目の記載の件につきましては、承知いたしました。

○顧問 植物関係の先生、続けてお願いします。

○顧問 ちょっと細かくて申し訳ないですが、隣の102ページのところに植生図があります。そこに「(環境省ホームページ)」ということで引用があるのですが、これは正しくは環境省ホームページではなくて、環境省の自然環境局の生物多様性センターのホームページなのです。環境省ホームページだというと、この図は出てきませんので、その辺は正しく引用していただければと思います。

○事業者 はい、承知いたしました。準備書で訂正させていただきます。

○顧問 もう1点だけ、319ページです。植物の調査方法のところ調査時期が出ていて、植物相は春と夏と秋でしたか、植生は秋に限定するというのが書いてあったのですが、便宜上、こういう書き方をされているのかなとは思いますが、特に植生は調査ができるときに、植物相調査としてしまった方がいい場合が多いと思うのです。特に春先しか見られないようなものが出てきたときには、すぐにその場で調査をする。植生調査もしてしまう。あるいは重要種等が出てきたときには、やはり重要種も含めた範囲の植生調査をするようなことが重要だと思いますので、便宜上とは思いますが、そのような調査をしていただきたいということです。

○顧問 造成関係の先生、よろしくお願いします。

○顧問 21ページの緑化計画についてなのですが、方法書の段階ではこれで結構なのですが、まず工場立地法で工場敷地内の緑地あるいは環境施設の率が定められていますけれども、それで多分工場立地法の20%よりも袖ヶ浦市の条例で緩和されていると思いますが、具体的に環境施設率、緑地率が幾つになっているかということを示していただきたい。これは準備書で結構です。

それと分母になる工場敷地の範囲です。例えば方法書の10ページにある発電所計画地という青い線で囲われたところが、この分母となる工場敷地の面積でよろしいのかどうか。この辺も確認していただいて、結論として実際に確保しなければいけない緑地面積が何㎡になるか算出していただいて、それを準備書段階では緑化計画図としての位置と、それから面積、率ですね。それを明示しておいていただきたいと思います。

あとは、こういう敷地は大体埋立地で植栽土壌としては非常に劣悪なことが多いのですが、植栽に適しているかどうか。例えば土壌分析等して客土、あるいは改良等の対処をした上で適切な樹種の選択をしていただきたい。緑化計画図、平面図と断面図の主要な部分については準備書の段階で示していただけるといいと思います。

○事業者 いただいた御意見を踏まえまして準備書にしっかりと記載させていただきたいと思います。

○顧問 よろしくお願いします。

○顧問 どうぞ。

○顧問 先ほど植物関係の先生が御指摘された植生図のところ、方法書の102ページなのですが、「(環境省ホームページ)より作成」と書いてあって、それは多様性センター云々というのがありましたけれども、「第6・7回自然環境保全基礎調査 植生調査」と書いてあります。これの関連する図面が多分準備書でも出てくると思いますので、実際には調査された年度をここに追記されるようにお願いします。よくコンサルなどはホームページの閲覧年度、日付を書いているところがありますけれども、それも必要かもしれないですが、実際に調査が実施された調査年度を必ず書くようにお願いします。

○事業者 はい、承知いたしました。準備書で修正させていただきます。

○顧問 ほか、いかがでしょうか。どうぞ。

○顧問 海域の生態系に関して知事意見もあるのでありますが、どのようにお考えか。生態系を選定されていませんよね。これをどのようにお考えか教えていただきたいので

すけれども。

○事業者　まず、海域の生態系ということで御意見いただいておりますが、こちらは非常に種も多様でまだまだ解明されていないことも多いところで、少し環境アセスの予測・評価として行うのは難しいかと思っておりますが、こちらも御意見いただいておりますので準備書に向けて何かできないかということ、まずは検討させていただければと思っております。

○顧問　はい、承知しました。

○顧問　ほかの先生方、いかがでしょうか。どうぞ。

○顧問　今先生から御指摘のあった海洋の生態系の話なのですが、一応海域側については、法アセスができたときの海域の生態系をどうするかということで、生態系はなかなか難しいので、取りあえず藻場、干潟、サンゴ礁というキーワードで整理しましょうというようになって今まで来ていますので、その辺も踏まえて準備書で回答するなりした方がよろしいかと思えます。

これ、経産省の事務局の方にもちょっと検討をお願いしますけれども、経産大臣勧告のときに知事意見を勘案してという表現になってしまうと、海洋の生態系を評価しろというようなことが意見として残ってしまいますので、その辺どのように扱う予定なのか、これは事務局とも相談が必要かと思えます。

○経済産業省　これまでの経緯も踏まえて、事務局の方で検討いたします。

○顧問　ほかの先生方、いかがですか。どうぞ。

○顧問　今回の地点の近くに干潟があるのですけれども、それで取水の取り込みで気になるのが特にアサリの幼生なのですが、今回の調査でその辺は見ておられますでしょうか。

○事業者　少し確認させていただくので、後日資料としてお出しさせていただければと思いますが、よろしいでしょうか。

○顧問　了解いたしました。よろしく願いいたします。

○顧問　後日資料を出すということなので、それは構わないのですけれども、これ、経産省の方から顧問の先生方全員に資料をお送りください。

○経済産業省　承知しました。

○顧問　先生、どうぞ続けてください。

○顧問　もう1点、付着生物対策につきましては、今後検討されて準備書で示していた

だけるといことなのですが、これに関連いたしましてクラゲ対策に関して、構造物の
ようなものを設置される予定というのはありますでしょうか。

○事業者　こちら深層取水となりますので、まずクラゲネットなどは状況に応じて設置
しようかということは検討しております。

○顧問　分かりました。ありがとうございます。

○顧問　では、続けてほかの先生方、お願いいたします。どうぞ。

○顧問　方法書の303ページの鳥の方法のところなのですけれども、猛禽類の調査期間
が1年間のうちでと書いてあって、実際にやられたのは7カ月なのです。それで恐らく
営巣期と非営巣期と分けて、非営巣期はそんなに頻繁に必要なだろうということなの
ですが、猛禽類の調査というと1年間と書いたら各月やるというのが通常だと思っ
たのですが、非営巣期はこれだけで十分だというような認識だったのでしょうか。

○事業者　こちらの記載の方が少し分かりにくくて申し訳ないですが、まず、猛禽類に
ついての調査期間は四季に行うことがベースと考えております。その上で営巣期につい
ては少し重点的にさせていただくという考えで、こちらの月日で調査期間を設定して
おります。

○顧問　それでしたらちょうどその上ですけれども、一般鳥類の調査期間とかなりかぶ
っています。例えば一般鳥類で秋季の調査が平成28年10月17日、18日に行われて、猛禽
類は19日から21日に行われているのですけれども、どの年も9月は全く行われていない
のです。また、例えば11月とか12月とかは全くやられていないのだけれども、それで本
来の調査の目的である対象事業実施区域に生息する鳥類相を適切に確認するという目的
に合うかどうかという話なのです。

○事業者　過去の事例等を参考に今回こちらの調査期間を設定しており、また猛禽類調
査の計画につきましては、電中研と相談させていただきながら決めている部分もありま
すので、こちらで把握が可能であると考えております。

○顧問　把握したというような認識であれば、それで結構です。

○顧問　今の件は準備書のときにその結果を示していただいて、先生に御判断というこ
とでよろしいですね。

○顧問　分かりました。では、見せていただきます。

○顧問　事業者の方もそれでいいわけですね。

○事業者　準備書に結果をお示しさせていただいて、また御審議いただければと思って

おります。

○顧問　ほか、いかがでしょうか。どうぞ。

○顧問　先ほどの温排水の重量のことなのですが、県知事意見の送付状の前文のところで、恐らく東京湾の海水温の上昇ということが懸念されていて、電力業界において情報共有ができないか、あるいは、関連団体において調査・予測・評価の手法について検討できないか、というようなことが書かれています。これは事業者単独ではできないことだと思うのですが、東京湾は非常に温排水の排出が多いところなので、業界団体に何かこういう知見の共有みたいなもの、あるいは共同調査みたいなものが今後できるのかどうか、御意見をお聞かせいただきたい。経産省へのコメントなのかもしれませんが、よろしくお願いします。

○事業者　こちらにつきましては一事業者では判断しかねるところもございますし、実際意見の写しを我々も千葉県から説明を受けながらいただいたところではあるのですが、こちらは千葉県知事としての経産大臣に対する意見ということになっておりまして、冒頭は、どちらかという事業者よりも経産省に対する意見ですよということは当日、我々も聞いております。

○顧問　そうですね。経産省として何かやらなければいけないのでしょうか。経産省に意見を求めてもしょうがないのでしょうか。

○経済産業省　経産省単独で何ができるのかということもありますので、まずはこういう御意見が出たところを電力業界の方にお伝えしたいと思っております。そこが1点です。それから環境問題ということですので環境省とも情報を共有しながら、何ができるのかということを検討してまいりたいと思っております。

○顧問　分かりました。もう1点、よろしいでしょうか。

○顧問　どうぞ。

○顧問　方法書の22ページの温室効果ガスのところなのですが、ここには2030年に対する対策については記載がされているのですが、今後は恐らく2050年のゼロエミッションに向けてどういう考えを持っているかということに記載していかなければいけないと思います。出資会社の東京ガスなどは2050年のネットゼロを目指しているということなので、この発電所をどうするか、例えばカーボンニュートラルのLNGを調達するのかというようなことも含めて、2050年のゼロエミッションを目指してどういうことをするのかを準備書に記載していただけたらと思います。

- 事業者 2050年に向けてということで、国の方針、方策等もありますので、そちらを踏まえて準備書で書けることを書かせていただきたいと思います。と思っています。
- 顧問 準備書でよろしくお願ひします。
- 顧問 ほかの先生方、いかがですか。どうぞ。
- 顧問 千葉県知事意見の中に、工事中の主要な交通ルートとして海上交通を使って資材を搬入するところがあります。それでタグボート等を使用する場合は超低周波云々という記述があるのですけれども、この記述について今事業者はどのように対応されるのかと思っています。陸上交通ではなくて海上交通の話なので、ちょっと私も詳しくないですけれども、以上です。
- 事業者 まずタグボートにつきましては、大物資材の搬入時に大型船が着船する際に使われるものでございますが、建設期間の中で大物資材の搬出入がどれぐらいあるのか。また、そのときにタグボートを使うのか、使わないのか。使うのであればどのようなタグボートを使うのかということ、設備メーカーの方から諸元等をもらうことをまずは努めたいと思います。その上で、こちらは低周波音になりますので基本的には住居、人への影響というところが検討すべき事項だと思いますので、今回船からの搬入を予定している地域が工業用地の中の住居から少し離れた場所を想定しておりますので、そこがどの程度影響し得るのかということ踏まえて、こちらについては選定するか、しないかを検討させていただければと思っています。
- 顧問 ありがとうございます。基本的なデータがあるのかもちょっと分かりませんが、距離的に考えても1 km以上離れているのでどうなのだろうというように私も思っていましたので、準備書を作成される場合に少し検討の上、判断していただければと思います。
- 事業者 はい、承知いたしました。ありがとうございます。
- 顧問 いかがでしょうか。どうぞ。
- 顧問 先ほどの先生の御質問にあった東京湾の温排水の水温影響について、一言だけコメントさせていただいてよろしいでしょうか。千葉県知事意見書にあるように確かに近年、東京湾の海水温の上昇が認められるということなのですが、皆さんもよく御存じのように、温暖化の影響によって日本周辺の海水温は全体的に非常に上がってきているわけですね。東京湾の海水温の上昇の要因がどういうところにあるかという点も、よく見極めて議論をしなくてはならないのではないかと思います。あと温排水による累積的な

環境影響については、水温の上昇だけではなくて、取放水による海水の循環、海水交換などの効果も含めて考えていかなければいけないだろうと思います。

○顧問 コメントありがとうございました。それでは、ほかにいかがですか。ちょっと私からも2つ聞きたいのですけれども、1つは、方法書の13ページに「年間設備利用率98%」というのがあるのですけれども、これはどういう値でしょうか。

○事業者 こちらにつきましては両親会社の既設発電所を参考にさせていただきまして、その中で1年間連続で稼働している時に停止しないと設備の点検ができない日数が7日ほどあった事例がございまして、それが1年間で一番動いていた年ということで、365日分の7日間だけ停止して98%ということで、まずは最大値ということで計算させていただきました。

○顧問 98%で毎年毎年、運転していくという理解なのですか。

○事業者 いえ、こちらは環境アセスの方法書で、稼働パターンといったこともまだ決まっていないところもありますので、年間起り得る最大の利用率ということで計算させていただきました。準備書においてはまた精査の上、検討させていただければと思っております。

○顧問 例えば5年とか10年で見ると、どのぐらいまで落ちるのでしょうか。

○事業者 こちら稼働につきましては電力の需給バランスによって変わるところも多々ありますので、10年後どれぐらいかということは少し想定しづらいのですけれども、アセスの精神にのっとり、年間の最大の数値を書かせていただいております。

○顧問 環境負荷は最大で予測するというやり方もあるのですけれども、大気汚染のようなものと環境負荷が最大になる条件で予測されてもいいと思うのですけれども、温室効果ガスのCO₂に関してそのような考え方はむしろ適切ではありません。毎年98%で運転されるのだったら、それはそれで構わないと思うのですけれども、CO₂に関しては極力減らそうという中で、年間の最大の利用率の98%を使っていくと、同じ出力の発電所なのに、ここの発電所がものすごくCO₂を出しているような結果になってしまうわけです。そこは毎年98%だったらいいと思いますけれども、例えば5年とか10年間のスパンで考えたときに、何%ぐらいかという予測の方がCO₂に関してはいいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○事業者 こちらは需要予測とも密接に関係してくるところでもありますし、我々が検討する上での経済性の1つの指標にもなる部分でありますので、少しそういった予測を

するのは難しいかと現段階では思っております。

○顧問 分かりました。準備書のときに、見せてもらいます。

もう1つですけれども、千葉県知事意見で煙突高さや排ガスのNOx濃度が今回80mと5ppmですけれども、さらに大気汚染が緩和するように意見を求めていますよね。恐らく千葉県の地域特性ということを考えての御意見だと思うのですが、これに対してはどのように対応されるつもりですか。

○事業者 今いただいた御意見につきまして、我々の精神としては窒素酸化物の排出量を可能な限り少なくしていくというのが、まずやるべきことかと思っております。

2つ目、こちらの5ppmというところの考え方といたしましては負荷を振ったりしたときに窒素酸化物の排出量の濃度が、少し制御が追いつかない部分もありますので、安全側の数値として今5ppmということに記載させていただいておりますので、今後設備仕様等考えて検討させていただければと思っております。

○顧問 煙突高さはいかがですか。

○事業者 煙突高さにつきましては、今後経済性等を勘案しつつ、高さを検討させていただければと思っております。

○顧問 分かりました。これもまた準備書で示していただければと思います。

では、ほかはいかがでしょう。予定している時間になっているのですけれども、あと審査書(案)の説明がありますので、そちらに移ってよろしいでしょうか。

では、審査書(案)の説明を事務局からお願いいたします。

<審査書(案)の説明>

○顧問 ありがとうございます。

では、審査書(案)について御意見を申し上げます。よろしいですか。

では、審査書(案)も含めて方法書に関して何か御意見あればお願いいたします。特にないようなので、審査書(案)はこれで確定ということにいたします。

それでは、本日の審査を終わります。事務局、お願いします。

○経済産業省 長時間にわたりまして御審査いただきまして、どうもありがとうございました。本日いただきました御意見、千葉県知事意見の方を踏まえまして方法書に対する勧告、あるいは方法書の確定を検討してまいります。

事業者の方におかれましては、いろいろ御意見いただきましたので準備書の方への反

映、よく御検討いただければと思います。

以上をもちまして、(仮称)千葉袖ヶ浦天然ガス発電所建設計画環境影響評価方法書
に対する審査を終了いたします。どうもありがとうございました。

<お問合せ先>

商務情報政策局 産業保安グループ 電力安全課

電話：03-3501-1742 (直通)

FAX：03-3580-8486